

サロン・ド・マルシェ出店規約

1. 目的

この要項は、サロン・ド・マルシェ（以下「当会」という）の趣旨に基づき、当会が行うイベントへ出店するための出店規約を定める。

2. 理念

«未来の子供たちに安心して暮らすことが出来る地球環境を遺します»皆で何か出来るかを考えて、『衣』『食』『住』のご提案を致します。

3. 趣旨

- ① 地球環境に掛ける負荷を極力減らし、自然との『共生』を考えます。
- ② 自立した『商い』が出来る力を育てます。
- ③ 物の本質を見極める『眼』を育てます。

4. 売店設置場所及び期間

売店の設置場所については開催場所内とし、詳細な場所については当会が小間割りを決定する。出店規模は出店状況等を勘案し、必要に応じて調整する。設置期間については、原則として開催期間中とする。

ただし、天候の悪化や開催を継続出来ない事由等が発生した場合は、設置期間を変更することが出来る。

5. 開設時間

売店の開設時間は、開催場所や条件等により異なる。場所毎で決められた時間を厳守する。ただし、当会は、業務の実情に応じて開催時間を変更することが出来る。

6. 販売品目等

販売における販売品目は、次に掲げる範囲のものとする。

- ① 農・水・畜産物はトレースがとれるもの。（仕入れる物も同じ）
- ② 加工食品は主原料のトレースがとれるもの。（仕入れる物と同じ）
- ③ ハンドクラフト・工芸品は手作りのもの。（作者が分かる様に）
- ④ 仕入れ商品は製造者/販売者が責任を取れるもの。（責任の所在を明確に）
- ⑤ 当会が必要と認めたもの。

これらの商品は事前に当会が設定し、認めたものに限りませう。

7. 出店申請

出店希望者は、当会が定める期日までに、出店登録申請書に必要許可書（製造販売許可書もしくは食品営業許可書が必要な場合は、その許可書）のコピーを添えて当会に提出するものとする。

申請内容が変更された場合は速やかに更新された申請書を再提出する事。

8. 出店基本条件

- ① 当会の会員である事
- ② 販売する商品に対して責任者を明確にしている事
- ③ 商品に対して生産物賠償責任保険（PL保険）をかけている事

- ④ 食品を扱う出店希望者は、次の事項を満たさなければならない。
 - ア 食中毒などに対する保険（食品事業者総合保険/食品賠償保険共済）等に加入している事
 - イ 食品衛生関連法令等により、管轄の保健所（以下「保健所」という。）の許可を必要とする営業にあつては、当該許可を受ける事
 - ウ 関係法令に違反して過去1年間処分を受けていない事
- ⑤ 食品以外を扱う出店希望者は、当会が認める出店希望者である事

9. 出店者の審査及び設定

当会は、第6項により出店申請を行った者の中から、出店者として適当であると認められた者に対して出店許可するものとする。

出店者の審査基準、出店可否の詳細については公表しないものとする。

各イベントにより基本出店条件以上の出店条件が追加される場合がある。

イベント募集時の出店条件にて追加条件を記載する。

10. 保健所への報告

当会は、食品を販売する販売等を許可した時は、保健所に必要な計画書や申請書等を提出する。食品を販売する出店者は、保健所の指導に従い、衛生管理に万全な期するものとする。

11. 設置基準

1 店舗当たり（2.25m×3m）又は（2.5m×2.5m）の区画を1ブースとする。

（移動販売車やイベントブース等特別な区画を当会にて設定する事が出来る）

- ① 販売許可が必要な食品を販売する売店。
 - ア 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列、保管が十分であり、かつ、容器包装等により汚染防止の措置がなされている事
 - イ 廃棄物容器は有蓋の耐水性素材のものを備え、常に清潔にする事
 - ウ その他食品衛生関係法令に規定する施設基準に適合している事
- ② その他販売等
取扱商品については、商品の内容が明瞭に識別できるよう、販売等の規模に応じて陳列設備等を設ける事。

12. 出店キャンセル料

- ① 出店者は販売等の設備及び撤去に要する経費相当額として、当会が定める額を出店料として負担するものとする。ただし、当会が特に認めた者はこの限りではない。
- ② 金額は開催場所の状況や商品の特性により、当会はその都度変更することが出来る。
- ③ 出店決定後のキャンセルは速やかに事務局に連絡する事。
出店者の過失が大きい理由の場合は出店料の100%を基本とする。
出店料が定額ではなく歩合の場合は10,000円基本とする。
キャンセルが多い出店者は次回以降の出店をお断りします。

1 3. 出店者の管理責任

販売店における販売品目及び販売備品の管理については、出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可効力による災害に対しても、当会は一切その責任を負わないものとする。

1 4. 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ① 出店の権利を第三者に譲渡、転貸又は販売等の管理運営を委託する事。
- ② 商品を不当な価格で販売する事。
- ③ 呼び込み販売及び指定された場所以外での立売りをする事。
- ④ アルコール飲料、危険物を販売する事。ただし、当会が認めたものはこれを除く。
- ⑤ 出店申請して許可された品目以外の商品を販売する事。
- ⑥ 拡声器、音響機器類を使用する事。
- ⑦ 指定された目的や指定場所以外で火気を使用する事。
- ⑧ 危険物を持ち込む事。
- ⑨ 政治活動、宗教活動、それに類する勧誘活動をする事。
- ⑩ その他、開催に支障がある様な行為する事。

1 5. 販売責任者

- ① 出店者は、販売業務を行う従業員の中から販売責任者を定めて常駐させ、当会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらせるものとする。
- ② 売店等責任者は、特に販売許可が必要な食品を取扱う売店にあっては、事前に保健所と十分協議し、販売等が衛生的に行われるよう努めなければならない。

1 6. 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、運営に支障ないよう、当会の指示に従い、必ず定められた時間内で行う事。
- ② 服装は清潔なもの着用する事。
- ③ 接客にあたっては、好感を与えるよう親切、丁寧な対応を心掛ける事。
- ④ 販売等の装飾は、原則として販売品等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しない事。
- ⑤ 販売品目は関係法令に定めるところにより適正な表示を行い、販売価格を表記する事。
- ⑥ 販売店及びその周辺等の清掃は、各出店者が責任を持って行い、その日に排出したゴミは各自持ち帰り処分し、環境美化に努める事。
- ⑦ 食品衛生関係法令規定する管理運営基準を遵守する事。
- ⑧ 天候悪化等の事情により、当会がやむを得ず危険回避のため、撤去指示を出した場合には、その指示に従う事。
- ⑨ テントを張る時は必ず風対策を行う。(20ℓ水容器4個を満水して全ての脚に付けるか同等の重りを設置する事)
- ⑩ 飲食を営業する出店者は、容器(トレー、パック、串等)を回収するゴミ箱を設置し、必ず持ち帰る事。
- ⑪ 喫煙は指定の場所で行う事。売り場での喫煙は厳禁。

⑫ その他当会の指示に従う事。

17. 事故等の処理

売店において事故等が発生した時は、売店等責任者は直ちに当会へ連絡するとともに、関係機関の指示に従い、適切な処理をする事。

18. 許可の取り消し

当会は、出店者が次の各号のいずれかに該当した時は、出店許可を取り消すことが出来る。

- ① 関係法令及びこの要項の規定に違反したとき。
- ② その他当会が不相当と認めた時。なお、この場合において出店者は当会に対して損害賠償を請求することは出来ない。

19. 損害賠償

出店者（従業員も含む）は、事故等の発生が出店者に起因する場合で、開催場所及び周辺施設、他の出店者や第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

20. 原状回復

出店者は、イベント終了後、速やかに売店の設備、商品等を搬出整理し、現状に復し、担当者の検査を受けなければならない。

21. この要項に定めるもののほか、開催場所にあわせ、売店等の設置運営に関して必要な事項は別途定める。

22. その他、各イベント毎に追加規定がある場合は募集時に規定を記載し追加する。

23. この規約は随時更新されるものとする。

24. 本規約は2017年5月5日より施行します。

株式会社JAM

サロン・ド・マルシェ事務局

(2017.05.05)